

北九州市社会福祉協議会職員人事労務管理システム導入業務
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

制定 令和7年10月14日 常務理事決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市社会福祉協議会職員人事労務管理システム導入業務の受託候補者（以下、「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するにあたり、その審査を公正かつ公平に行うために設置する「北九州市社会福祉協議会職員人事労務管理システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審査委員会委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1)提案内容の審査に関する事項
- (2)契約候補者の選定に関する事項

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1)常務理事
- (2)総務企画部長
- (3)地域福祉部長
- (4)地域福祉部担当部長
- (5)生活支援部長

2 審査委員会に委員長を置き、常務理事をもって充てる。

3 委員長に事故その他のやむを得ない事由があるときは、その職務を代理する者を委員から委員会が選定する。

4 事前に委員長が認めた場合、各委員は代理者を出席させることができる。

5 委員の就任期間は、本要綱の施行日から契約締結日までとする。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長は議長を務める。

- 2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席させその説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 やむを得ない事情により、会議の招集が困難であると委員長が認める場合は、書面や Web 環境により会議を開くことができる。

(期間)

第5条 審査委員会の設置期間は、本要綱の施行日から契約締結日までとする。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、総務企画部総務課において行うものとする。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。